

千葉県国際会議開催補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県内の国際会議の開催を増加させることが、地域経済の活性化、千葉県の知名度の向上、国際観光の振興及び国際交流の促進に資することにかんがみ、千葉県内で開催される一定の国際会議に要する経費について、知事が当該国際会議の主催者に対し、予算の範囲内において千葉県国際会議開催補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、国際会議の県内への誘致を促進し、及びその開催を円滑化することを目的とする。

2 補助金の申請手続きその他必要事項は、千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 国際会議 会議、討論会、講習会その他これらに類する集会（これらに付随して開催される展覧会を含む。）であって海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるものをいう
- 二 主催者 千葉県内での開催が決定した場合に当該国際会議の企画・実施に関する一切の事業を行う組織又は団体をいう。
- 三 会議参加者 当該国際会議に主催者によって参加者として登録され、当該国際会議に実際に参加した者をいう。
- 四 外国人 国際会議の開催日において、日本国外に居住している者をいう。
- 五 市町村協調補助 県内の市町村が、国際会議の誘致を促進し、及びその開催を円滑化するため、国際会議の主催者に補助金を交付する場合に、県が補助金交付限度額を上乗せして当該国際会議の主催者に補助金を交付することをいう。

(補助対象となる国際会議)

第三条 補助金の交付対象とする国際会議は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 会議参加者数が六百人以上であって、会議参加者数のうち外国人の参加者数が百二十人以上であること。
- 二 会議の参加国数が五か国以上であること。
- 三 会議の開催期間が三日以上であること。
- 四 開催地が未決定であって、かつ千葉県が開催候補地になっていること。
- 五 主たる会合が千葉県内で開催されること。
- 六 千葉県の産業、経済、学術、文化又は国際交流のいずれかの振興に寄与するものであること。
- 七 政治的、宗教的又は専ら営利的な目的を持つ会議でないこと。

八 公序良俗に反するものでないこと。

九 国又は地方公共団体の主催事業でないこと（国又は地方公共団体が他団体と共催する事業でありかつ財政支出を伴わないもの及び日本学術会議が共同主催する事業を除く。）。

2 市町村協調補助の場合にあっては、補助金の交付対象とする国際会議は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 県内の市町村が、国際会議の誘致を促進し、及びその開催を円滑化するための施策により、国際会議の主催者に対し補助金を交付すること。

二 会議の規模について、会議参加者が百人以上であって、次のいずれかに該当すること。

イ 会議参加者数が百人以上三百人未満の場合、会議参加者数のうち外国人の参加者数が全参加者数の四十パーセント以上であること。

ロ 会議参加者数が三百人以上の場合、会議参加者数のうち外国人の参加者数が百二十人以上であること。

三 前項第二号から第九号までの各号に定める事項

3 第一項及び前項の規定によるほか、公益上その他の理由により、知事が特に必要と認めた国際会議

4 前三項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助対象経費）

第四条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 会場借上費
- 二 会場設営及び撤去費
- 三 会議用機材借上費（音響、映像及び通訳関連機材に限る）
- 四 前号の機材に係る役務費
- 五 外国人招聘費（渡航費及び宿泊費として支出した経費に限る）
- 六 看板・印刷物制作費
- 七 広告宣伝費

（補助額）

第五条 第三条第一項の規定（同条第三項が適用される場合も含む。）による補助額は、国際会議一件あたり、前条の補助対象経費について主催者が実際に負担した額の合計額に二分の一を乗じて得た額以内とし、会議参加者数に応じて別表第一に定める額を上限とする。

2 第三条第二項の規定（同条第三項が適用される場合も含む。）による補助額は、国際会議一件あたり、前条の補助対象経費について主催者が実際に負担した合計額に二分の一を乗じて得た額以内とし、別表第二に定める額又は市町村が主催者に交付した補助金の額のいずれか低い額を上限額とする。

3 第三条第一項及び第二項による補助金について、いずれの交付要件にも該当するとき（同条第三項が適用される場合も含む。）は、国際会議一件に対し、同時に補助金を交付することを妨げない。

4 前項の場合、補助額は第一項及び第二項で定める額の合計額を補助限度額とする。

5 第一項から前項までの規定にかかわらず、補助対象となった会議の開催に係る決算において利益が生じたときは、補助額は前項に定めるところにより算出した額から当該利益相当額を控除した額とする。

（登録）

第六条 主催者は、この要綱に定める補助金を受けるためには、会議を開催しようとする日の属する年度の前年度の知事が定める日までに、補助対象会議として登録を受けなければならない。ただし、ただし、知事が特に必要であると認め、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることがある。

（登録申請）

第七条 主催者は、前条の登録を受けようとする場合には、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 国際会議開催補助金登録申請書（別記第一号様式）
- 二 国際会議開催計画書
- 三 収支予算書
- 四 主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類

- 五 主催団体の役員等の氏名及び役職並びに組織体制等を記載した書類
- 六 その他知事が必要と認める書類

(審査会の設置)

- 第八条 知事は、前条による登録申請があった国際会議について、補助対象の適格性等を審査した上で、第六条に定める登録を行う。
- 2 前項に定める適格性等を審査するため、「千葉県国際会議開催補助金審査会（以下「審査会」という。）」を設置するものとする。
 - 3 前項に定める審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(補助対象会議の登録及び登録通知)

- 第九条 知事は、第六条の規定による登録を行ったときは、すみやかにその内容を主催者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

- 第十条 第六条の規定による登録を受けた国際会議の主催者は、開催計画の内容を変更しようとするとき、又は会議を千葉県で開催しなくなったときは、千葉県国際会議開催補助金変更報告書（別記第二号様式）により、知事に報告しなければならない。

(登録の抹消)

- 第十一条 知事は、第六条の規定による登録を受けた国際会議が、第三条に定める要件を満たさないことが明らかになった場合、又は主催者が補助金の交付申請をしない旨の届出があった場合には、第六条の規定による登録を抹消するものとする。

(交付の申請)

- 第十二条 主催者は、規則第三条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、国際会議が開催される日の三十日前までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要であると認め、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることがある。
- 一 国際会議開催補助金交付申請書（別記第三号様式）
 - 二 国際会議開催計画書
 - 三 収支予算書
 - 四 主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
 - 五 主催団体の役員等の氏名及び役職並びに組織体制等を記載した書類
 - 六 誓約書（別記第九号様式）及び役員等名簿（別記第十号様式）
 - 七 その他知事が必要と認める書類
- 2 申請者は、第三条第二項の規定（同条第三項が適用される場合も含む。）による補助金の交付を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類に加え、市町村への補助金交付申請において提出した申請書類一式の写しを、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第十三条 規則第五条の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第十四条 主催者は、前条第一項第一号又は第二号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県国際会議開催補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第一項第三号の規定により知事の指示を受けようとするときは、千葉県国際会議開催補助金事故報告書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第十五条 主催者は、規則第十二条の規定により実績報告をしようとするときは、国際会議の完了の日から起算して三十日を経過した日、又は補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の四月十五日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要であると認め、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることがある。

- 一 国際会議開催補助金実績報告書（別記第六号様式）
 - 二 収支決算書
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- 2 申請者は、第三条第二項の規定（同条第三項が適用される場合も含む。）による補助金の交付を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類に加え、市町村への補助金交付申請において提出した申請書類一式の写しを、知事に提出しなければならない。

(請求)

第十六条 主催者は、規則第十五条の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、千葉県国際会議開催補助金交付請求書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第十七条 主催者は、規則第十六条第二項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、国際会議開催補助金概算払請求書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 一 国際会議を開催しないとき、又は期限内に国際会議を開催する見込みがないとき。
- 二 申請事項又は報告事項等において、虚偽又は事実と著しく異なる記載があったとき。
- 三 規則及びこの要綱に定める事項に違反したとき。

(暴力団密接関係者)

第十八条の二 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、第三条第四項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(補助金の経理)

第十九条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了の日から起算して五年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(調査)

第二十条 知事は、必要があると認めると場合は、事業者に対し報告を求め、又は、関係帳簿、書類等を調査することができる。

- 2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用があるものとする。

(その他)

第二十一条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、知事が別に定める

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

別表第一（第五条第一項関係）

会議参加者数	限度額
1,200人以上	10,000千円
600人以上1,200人未満	7,500千円

別表第二（第五条第二項関係）

会議参加者数	限度額
1,200人以上	5,000千円
600人以上1,200人未満	3,750千円
100人以上600人未満	3,000千円